

ISM メーリングリスト 規則

1. 総則	1
2. 会員	1
3. 機関	2
4. 著作権と二次的利用	2
5. 発言	3

1. 総則

[ISM メーリングリスト] ISM メーリングリストとは ISM 研究会が研究活動および親善活動の一環として提供するメーリングリストサービスのことである。ISM メーリングリストは ism-study と ism-topics とからなる。

[定義] この規則において、ヘッダーとは、インターネットメールのヘッダー²⁾のことである。また、ボディとは、メールの中で、ヘッダー以外の総ての部分のことである。ISM ヘッダーとは、ボディの中で、表題、コメント、コードの部分のことである。発言メールとは、ISM メーリングリストを通じて ISM メーリングリスト会員に配送される総てのメールのことである。発言者とは、発言メールを送信する ISM メーリングリスト参加者のことである。

[改正] 特別の事情を考慮して、この規則の改正については、ISM 研究会例会上でも ISM メーリングリスト上でもこれを行うことができる。例会上では決議時点での出席者の過半数の賛成によって、またメーリングリスト上では動議提出後 1 週間以内に投稿した者の中の過半数の賛成によって、規則は改正される。

2. 会員

[入会] 原則として、ISM 研究会会員の中で、連絡担当者にメールアドレスを通達した者は、自動的に ISM メーリングリストの会員になる。

[退会] ISM メーリングリストの会員は、その旨をメーリングリスト管理担当者に連絡しさえすれば、いつでも、また ism-study と ism-topics との一方についても両方についても、退会することができる。

- 1) 主に ism-study の方は研究活動の方に、また ism-topics の方は親善活動の方に割り振られます。但し、ism-topics には、連絡、動議、投票などのメールも含まれます。Ism-study の方は ISM 研究会の印刷物として全会員に公開され、また ISM データベースに保存されます。これに対して、ism-topics の方は ISM 研究会の印刷物として全会員に公開されず、また ISM データベースに保存されません。

なお、ISM データベースとは、ISM 研究会が製作しているデータベースアプリケーションソフト (Windows 95/98/NT 上で動作可能) のことです。

- 2) インターネットメールのヘッダーの説明は技術的に難しいので、これを省略します。要するに、“From” とか “To” とか “Subject” とかで始まる行のことです。

る。

[復帰] ism-study と ism-topics との一方あるいは両方について、退会してしまった ISM 研究会会員は、もしその旨をメールングリスト管理担当者に連絡しさえすれば、いつでも、会員として復帰し、当該メールングリストサービスを受けることができるようになる。

3. 機関

[メールングリストの業務担当者] ISM 研究会は、メールングリストの円滑な運営のために、ISM メールングリスト会員の中から特別の担当者として、1名のメールングリスト管理担当者を選出しなければならず、また1名以上のメールングリスト司会および1名以上のメールングリストシステムオペレータを選出することができる¹⁾。特別の担当者の選出の要件は、規則の改正の選出の要件に準じる。ISM メールングリスト会員は、これらの担当者を兼任することができる。

[メールングリスト管理担当者] メールングリスト管理担当者は、プロバイダとの交渉の一切を担当し、メールングリストの維持管理に務める²⁾。

[メールングリスト司会] メールングリスト司会は、メールングリストでの議事の内容に関する一切の責任を負う³⁾。

[メールングリストシステムオペレータ] メールングリストシステムオペレータは、メールングリストでの議事の形式に関する一切の責任を負う⁴⁾。

4. 著作権と二次的利用

[著作権] このメールングリストを通じて配布されたメールの著作権については、原則として⁵⁾、著作権者本人と ISM 研究会とがこれを折半する⁶⁾。

[配布] ISM 研究会は、著作権者の同意を得ずに、このメールのデータを管理し、また ISM 研究会会員に配布することができる。また、著作権者本人は、ISM 研究会の同意を得ずに、自己の著作物に限り、自由に配布することができる。但し、他の発言者からの引用を含む場合には、止むを得な

-
- 1) この三つの担当者が ISM メールングリストの機関をなします。動議によって開催される決議総会は、それ自体、ISM メールングリストを通じて配信される発言メールそのものであって、ISM メールングリストという私的自治団体の機関ではありません。
 - 2) 事実上、メールングリスト管理担当者は当該プロバイダとの契約名義人でなければなりません。
 - 3) 要するに、メールングリスト司会は、議事進行役です。
 - 4) ISM メールングリスト上で内容的に、あるいは形式的に不適切な発言がなされた場合には、メールングリストシステムオペレータは、(1) ISM メールングリストの内で、あるいは ISM メールングリストの外で発言者に注意する；(2) メールングリスト管理担当者にメールの削除を要請する；(3) ISM メールングリストの内で、あるいは ISM メールングリストの外で謝罪・訂正・説明メールなどを送信する——などの措置をとります。
 - 5) 著作権折半原則については、[転載許可] をもご覧ください。
 - 6) 著作権については、現行法規・判例・通説に従います。但し、ISM メールングリストに特有な問題について言うと、ヘッダーの中で、“Date:”、“To:”などの部分はもちろんのこと、“Subject:”の部分も著作権を発生させないと考えられます。ISM ヘッダーの中で、ボディに著作物が含まれている限りでは“表題:”の部分は著作権を発生させますが、“コメント:”の部分は著作権を発生させないと考えられます。

い事情¹⁾がない限り、当該発言者の許諾を得なければならない。

[改変] ISM 研究会は、データの管理と会員への配布との際に、著作者本人の同意を得ずに、メールを取捨選択し²⁾、メールを変更することができる³⁾。

[改訂] 著作者本人は自分が著作したメールの ISM ヘッダーおよびボディの部分の改訂を ISM 研究会に要求することができる。ISM 研究会は担当者の判断でこの要求に従ってこれを改訂することができる。

5. 発言

[コメント] 独立した発言を行うのはなく、既にこのメーリングリスト内で行われた発言に対してコメントを付ける場合には、発言者はボディの第一行目に、“コメント：”の後に当該メーリングリストの ID 番号⁴⁾を付け、改行しなければならない⁵⁾。

[コード] 発言者は、独立した発言の場合にはボディの第一行目に、またコメントの場合にはボディの第二行目に、“コード：”の後にコードを入れることができる⁶⁾。

- 1) 元発言者の退会、死亡、行方不明などが想定されています。
- 2) ISM 研究会が削除することを決めたメールについては、これを配布対象から外します。同様にまた、このようなメールについての謝罪・訂正・説明メールなどについても、これを配布対象から外します。
- 3) もちろん、ISM 研究会がメールの内容を好き勝手に変更するわけではありません。ご安心ください。基本的には、ISM 研究会が行うのは「著作物の性質並びにその利用の目的及びその態様に照らしやむを得ないと認められる改変」（著作権法、第 20 条 2 項 4 号）に限定されます。
変更の対象として想定されているのは、現在のところ、(1) 一般的に、編集者の編集権の範囲内に属するものとして社会的に認知されているものと、(2) 社会的に認知されているわけではないが、デジタルデータを印刷する際にレイアウト上の障害になり得るものと、(3) ISM メーリングリストで用いられている諸章標とです。
(1) には、不適切な表現、誤字・脱字、欧文・和文の句読点（コロン・セミコロンなどを含む）、全角・半角スペース、括弧、記号（“(1)”、“→”、“■”、“…” など）、引用記号（“>”、“[” など）、脚注位置などが含まれます。
(2) には、改行記号、フェイスマーク、飾り罫、罫線文字、強調記号、特殊記号（数式、欧文特殊文字など）、表・図などをメールで表現する際に用いられる記号などが含まれます。
(3) には、ヘッダー、ISM ヘッダー、シグネチャーなどが含まれます。
- 4) メーリングリストには、様々な参加者が次々にメールを投稿してきます。それぞれのメールについて、投稿日時順に一意の連番（続き番号）を振っておけば、整理するのに何かと便利です。例えば、“1999/05/05 の 15:30:12 の ○×さんの投稿はナンバー123”という風に。“ID 番号”とは、要するに、この連番のことです。
メーリングリストでは、或る人の発言に対して、反論したり賛同したり展開したりするなどのような、コメントが付けられます。このようなコメントは独立した発言に対して付けられるだけでなく、コメントに対しても付けられます。つまり、コメントの元発言は独立した投稿だけではなく、コメントであるかもしれません（コメントに対するコメント）。
コメントが投稿される時には、元発言がなにであるのか判らないと、読み手は困ります。そこで、コメントの元発言を上記の連番で明記すると便利なわけです。
- 5) 以下に例を挙げます。――

コメント：125
- 6) 要するに、特定のメールが一定の読み手にとって不愉快なものであると想定され得る場合に、予め冒頭部分にその旨を表示することによって、無用なトラブルを避けることができるかもしれないわけです（もちろん、で

[引用] 発言者は、メーリングリスト内で行われた他人の発言を引用する場合には、それが引用であることを必ず明記する¹⁾。原則として、発言者はこのような引用において引用元発言を改変してはならない。但し、改行記号はこの限りではない。

[転載許可] 発言者は、自己のメールのボディの全部あるいは一部分の転載を行うことを、他の発言者に許可することができる²⁾。その際に、発言者は、転載先の人・メディアなどを限定することができる。

きないかもしれません)。具体的には、“標準書式”のページをご覧ください。

- 1) “標準書式”のページをご覧ください。
- 2) どうしてこんな当たり前のことを確認するのかと言うと、ISM 研究会が著作権を折半しているからです。要するに、ISM 研究会による著作権は発言者自身による転載許可を拒絶することはできず、しかも発言者が転載許可したからと言って ISM 研究会も発言者も著作権を放棄するわけではないということです。